

**モバイル市場の競争環境に関する研究会
第8回会合説明資料**

～これまでの議論を踏まえた検討の方向性(案)②～

2019年2月1日

目次

1	接続料算定の適正性の向上（将来原価方式への移行の検討）	3
2	ネットワーク提供条件の同等性に関する検証	15
3	MNOによるネットワーク提供に係るインセンティブ付与	21
4	将来的な課題の検討（5G、eSIM等）	28
5	モバイル検討会報告書フォローアップ	35

1 接続料算定の適正性の向上 (将来原価方式への移行の検討)

【第7回会合(構成員指摘)】

- 実績原価方式と将来原価方式については、予測精度の高さ、将来の予見性、算定にかかるコストや労力のバランスで選択していくことになると思う。予測精度については、例えば、3年前に、2年前の予測をどのぐらい精緻にできたのか等、数字的な裏づけをもって選択することが必要ではないか。将来の予見性については、例えば、3年先までの接続料が固定される方式や、1年ごとにローリングしていく方式等いろいろあると思う。どのようなやり方があるのかを専門家の方に出していただいて、それを比較検証するプロセスが必要ではないか。
- 将来の予測は非常に悩ましい課題であり、どの方式をとっても精算方式をとらない限りは、事業者にとっては納得のいく結論にはならないと思う。精算をどうするのかも常に考えながら議論していくことが必要。特にこういう問題は紛争のもとになっていることは間違いのないところ。どこかで割り切るのか、精算という形で後できちんと穴埋めをするのか。その辺が難しいところ。
- 予測の精度に加え、事後的な乖離額調整の問題もある。ただ、予測の精度が高ければ乖離は小さくなるので、まずは予測が適正にできるかどうか、過去データを使って推定してみたらよいと思う。
- 費用の全額回収がなされるのであれば、結局、回収を前倒しするか後ろに持っていくかの違いなので、全額回収とするのが一つの論点。また、原価をその場で回収するのが一番良いがあまりにも時間かかるのでどうするのか、予測をどうするのか、ずれが生じるときに負担を誰が持つのか、最終的にどういう時期に調整するのかという論点がある。ずれがあると事業者が撤退した場合の回収漏れのリスクがある。いずれにしても接続料が低下する局面では事業の予見性の観点から予測方式の方が良いと思う。施策としてどこに重点を置くのが重要。政策コストや事務作業もあるが、全額回収すれば将来的には流されるのでは。

【第7回会合(構成員指摘)】

- 接続料推移の最近の傾向を見ると、予測可能な時代に入ってきている印象。キャッシュフローの負担に関する意見もあったので、どれだけ予測ができるのかを検証することを事務局にお願いできればと思う。支払猶予を一定程度推奨したり義務づけるとしても、結局MNOにとって回収困難な状態にならないように合理的な将来予測はしなければいけないと思う。その意味でも、将来予測について複数年度で可能なのかどうかを検証するために必要なデータを集め始める時期に差しかかっているのではないかと。
- 今集まっているデータで不十分であれば、それが何なのかを述べて、それを集めるだけの仕組みもそろそろ整えたほうが良いのでは。そのプロセスが、接続料算定の透明性の向上についても解決の方向につながっていくと思うので、将来予測のために必要な情報で、何が欠落しているのか。関係者に過剰な負担を与えないで集められるものは何なのかといったことを改めてはっきりさせて議論を行うことが必要。
- 準備を進めるに当たっては、どんなデータで、どういう検証をするのかということもご議論の対象になっていく。
- 固定では既に実績が積み重ねられていて、モバイルに適用するときのアナロジー、相違点の2つが問題になると思うので、全くの手探りではない。長期増分費用方式という話ではないので、基本的には、原価を全て回収するという事なので、支払猶予よりも、本来のコストに基づいたということに近づける意味では、2年前のデータを使った実績方式に比べれば、将来方式を導入するだけの価値があると考える。
- モバイルの場合は3社、プラス1になったら4社体制なので、どうデータを出してどうもんでいくかは固定と違うところ。資本コストの算定のときは値が一致なくていいのかという議論を行ったが、経営環境の違いを尊重ということで、計算式だけ統一化した。一定の計算のルールについて統一化していくことが見えてくる。モバイルの場合の経済環境のスピードの違いは考慮しなければいけない。予測の精度はせいぜい3年。

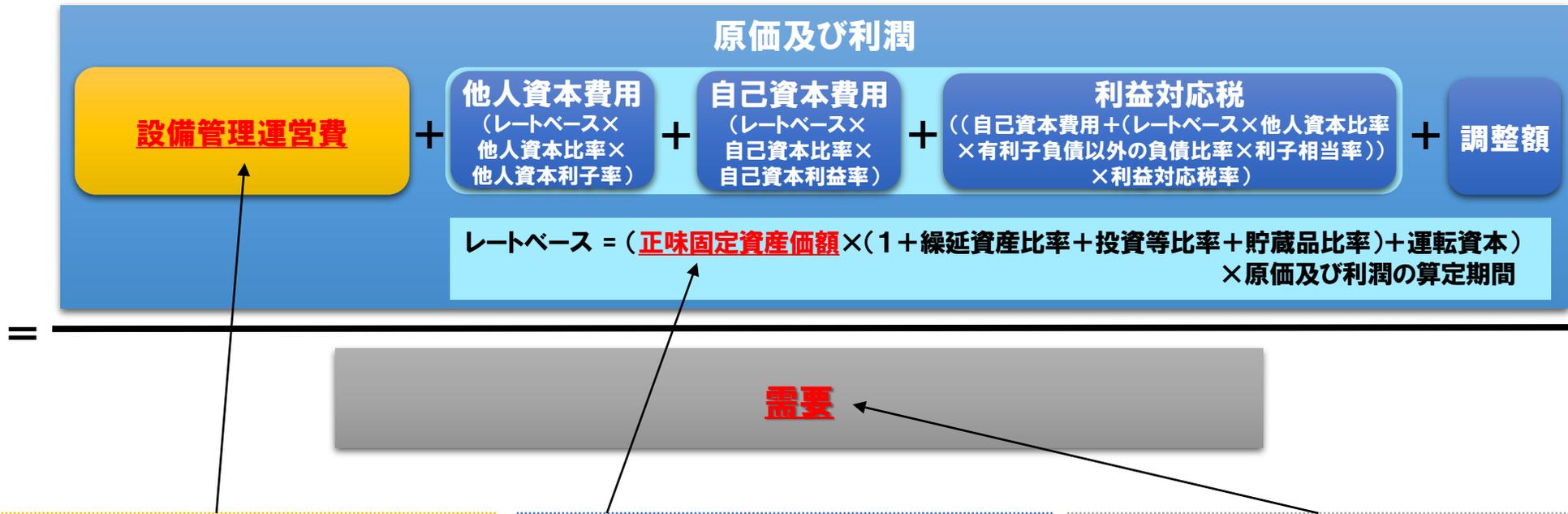
接続料の将来予測

- 一種指定制度における「将来原価方式」では、「需要及び利潤」算定のベースとなる「①設備管理運営費」及び「②正味固定資産価額」並びに「③需要」の3項目について、将来予測を行うこととしている(p7参照)。
- 具体的に、加入ファイバにおける事例では、「①設備管理運営費」については、その内訳である「施設保全費」、「共通費」、「管理費」等の費用区分ごとに、「②正味固定資産価額」については、その内訳である「線路設備」、「土木」、「建物」等の資産区分ごとに、「取得固定資産伸び率」や「契約者数変動率」等をベースに将来予測を行っている(p8及びp9参照)。また、「③需要(芯線数)」については、「契約者数」の将来見込み等をベースに将来予測を行っている(p10参照)。
- 携帯電話事業者は、自社の保有する経営上の情報に基づき、接続料算定に当たって重要な要素となる当期の設備投資額、減価償却費等を一定程度の精度により予想可能なのではないか。
例えば、NTTドコモは、毎年4月末頃に公表する決算短信において、当該年度における設備投資、減価償却費の予想値を公表しており、その水準は概ね実績と一致している(p11参照)。
- また、近年の二種指定制度の接続料は単調な変化傾向を示しており、過去のデータを用いることによっても一定の精度の予測を行うことが可能ではないかと考えられる(p12参照)。なお、上記①から③の項目について、2012年度から2014年度までの実績値を基に回帰分析することで2016年度の値を試算したところ、確定値と比べて、「①設備管理運営費」は-1%、「②正味固定資産価額」は+11%、「③需要」は+5%という結果だった。また、それらにより2016年度の接続料を試算したところ、確定値と比べて+2%という結果だった(p13参照)。

一種指定制度における「将来原価方式」の接続料算定方法

- 一種指定制度における「実績原価方式」の接続料算定方法は、以下の図式のとおり(概要)。
- 「将来原価方式」では、このうち①「設備管理運営費」、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税算出の基礎となる②「正味固定資産価額」、③「需要」について、合理的な将来予測に基づき算定。
- 具体的な将来予測方法は事業者任せられており、その適切性を認可の過程で判断。

接続料



- 接続会計「設備区分別費用明細表」記載の費用の額。
- 「将来原価方式」では、これと通信量等の実績値を基礎として、合理的な将来の予測に基づき算定。

- 接続会計「固定資産帰属明細表」の帳簿価額。
- 「将来原価方式」では、これと通信量等の実績値を基礎として、合理的な将来の予測に基づき算定。

- 機能ごとの通信量等の直近の実績値。
- 「将来原価方式」では、これに代えて将来の合理的な機能ごとの通信量等の予測値を用いる。

(参考)「設備管理運営費」の予測値算定方法及び算定結果の例

(NTT東日本が加入者光ファイバ網についてH26年度からH28年度までの接続料を予測した際の事例)

- 事例では、接続会計「設備区分別費用明細表」に区分ごとに記載されているH24年度の費用の額を基礎として、当該区分ごとに設定した「算定方法」により予測値を算定している。
- 「算定方法」としては、「取得固定資産伸び率」(※)、「契約者数変動率の伸び率」等をベースとしている。
 ※ フレッツ光のエリア展開、フレッツ光の契約数増及びダークファイバの需要増に応じた設備構築実績を踏まえて予測している。

(単位:百万円)

区分	平成24年度実績		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
		営業費用				
営業費	0	0	0	0	0	0
施設保全費	24,911	24,009	27,715	28,756	29,630	30,375
共通費	2,317	2,314	2,692	2,824	2,939	3,042
管理費	3,392	3,393	3,964	4,147	4,306	4,447
試験研究費	4,055	4,055	3,651	3,401	3,281	3,165
通信設備使用料	3	3	3	3	3	3
租税公課	14,524	14,524	15,825	16,984	18,077	19,150
減価償却費	51,829	51,820	53,081	52,377	50,986	49,662
固定資産除却費	7,215	6,966	7,291	7,398	7,435	7,474
(再)除却損	3,187	3,051	3,167	3,162	3,122	3,085
合計	108,247	107,084	114,222	115,890	116,657	117,318

算定方法
-
<故障修理・工事施工> 前年度値×取得固定資産伸び率に効率化率を加味(H25は配賦見直し影響を加味) <電柱・土木> 前年度値×契約者数変動率の伸び率に効率化率を加味 <故障受付・ソフトウェア> 前年度値×取得固定資産伸び率に効率化率を加味 <上記以外> 前年度値×上記支出額変動率の伸び率に効率化率を加味
前年度値×施設保全費変動率の伸び率に効率化率を加味
前年度値×施設保全費変動率の伸び率に効率化率を加味
前年度値×当年度取得固定資産伸び率に効率化率を加味
前年度値×取得固定資産伸び率
前年度値×正味固定資産伸び率
光ケーブルは個別に算定。その他は前年度値×設備別正味固定資産伸び率
光ケーブルは個別に算定。その他は前年度値×設備別正味固定資産伸び率
光ケーブルは個別に算定。その他は前年度値×設備別正味固定資産伸び率

(参考)「正味固定資産価額」の予測値算定方法及び算定結果の例

(NTT東日本が加入者光ファイバ網についてH26年度からH28年度までの接続料を予測した際の事例)

- 事例では、接続会計「固定資産帰属明細表」に区分ごとに記載されているH24年度の帳簿価額を基礎として、当該区分ごとに設定した「算定方法」により予測値を算定している。
- 「算定方法」としては、「取得固定資産伸び率」(※)、「契約者数変動率」等をベースとしている。
 ※ フレッツ光のエリア展開、フレッツ光の契約数増及びダークファイバの需要増に応じた設備構築実績を踏まえて予測している。

(単位:百万円)

			平成24年度 実績	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	算定方法
線路設備	光ケーブル	取得固定資産	1,160,427	1,241,410	1,295,812	1,341,563	1,383,797	前年度値＋当年度取得固定資産－除却額
		正味固定資産	450,999	454,136	432,066	402,541	373,971	前年度値＋当年度取得固定資産－減価償却費(当年度取得資産分は半稼働)－除却損
	電柱	取得固定資産	97,856	109,012	120,363	131,607	142,613	前年度値×契約者数変動率
		正味固定資産	33,871	37,732	41,661	45,553	49,362	前年度値×契約者数変動率
	その他	取得固定資産	15,463	16,048	16,404	16,686	16,938	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
		正味固定資産	1,891	1,964	2,008	2,043	2,074	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
土木	取得固定資産	868,084	967,051	1,067,749	1,167,496	1,265,131	前年度値×契約者数変動率	
	正味固定資産	175,571	195,588	215,954	236,128	255,875	前年度値×契約者数変動率	
建物	取得固定資産	38,780	40,125	40,950	41,608	42,198	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味	
	正味固定資産	11,769	12,177	12,427	12,627	12,806	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味	
構築物	取得固定資産	2,854	2,954	3,015	3,064	3,107	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味	
	正味固定資産	572	591	604	614	623	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味	
無形固定資産	取得固定資産	46,584	47,561	48,207	48,738	49,229	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味	
	正味固定資産	7,406	7,581	7,694	7,786	7,871	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味	
その他	取得固定資産	34,967	36,141	36,864	37,441	37,959	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味	
	正味固定資産	24,879	25,714	26,228	26,639	27,007	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味	
合計	取得固定資産	2,265,015	2,460,302	2,629,364	2,788,203	2,940,972		
	正味固定資産	706,958	735,483	738,642	733,931	729,589		

(参考)「需要」の予測値算定方法及び算定結果の例

(NTT東日本が加入者光ファイバ網についてH26年度からH28年度までの接続料を予測した際の事例)

- フレッツ光については、年度末契約数が、毎年度、平成25年度事業計画と同数の純増(50万契約)と予測し算定している。
- ダークファイバ、専用線等については、過去の増減等を用いて算定している。

(単位:千芯)

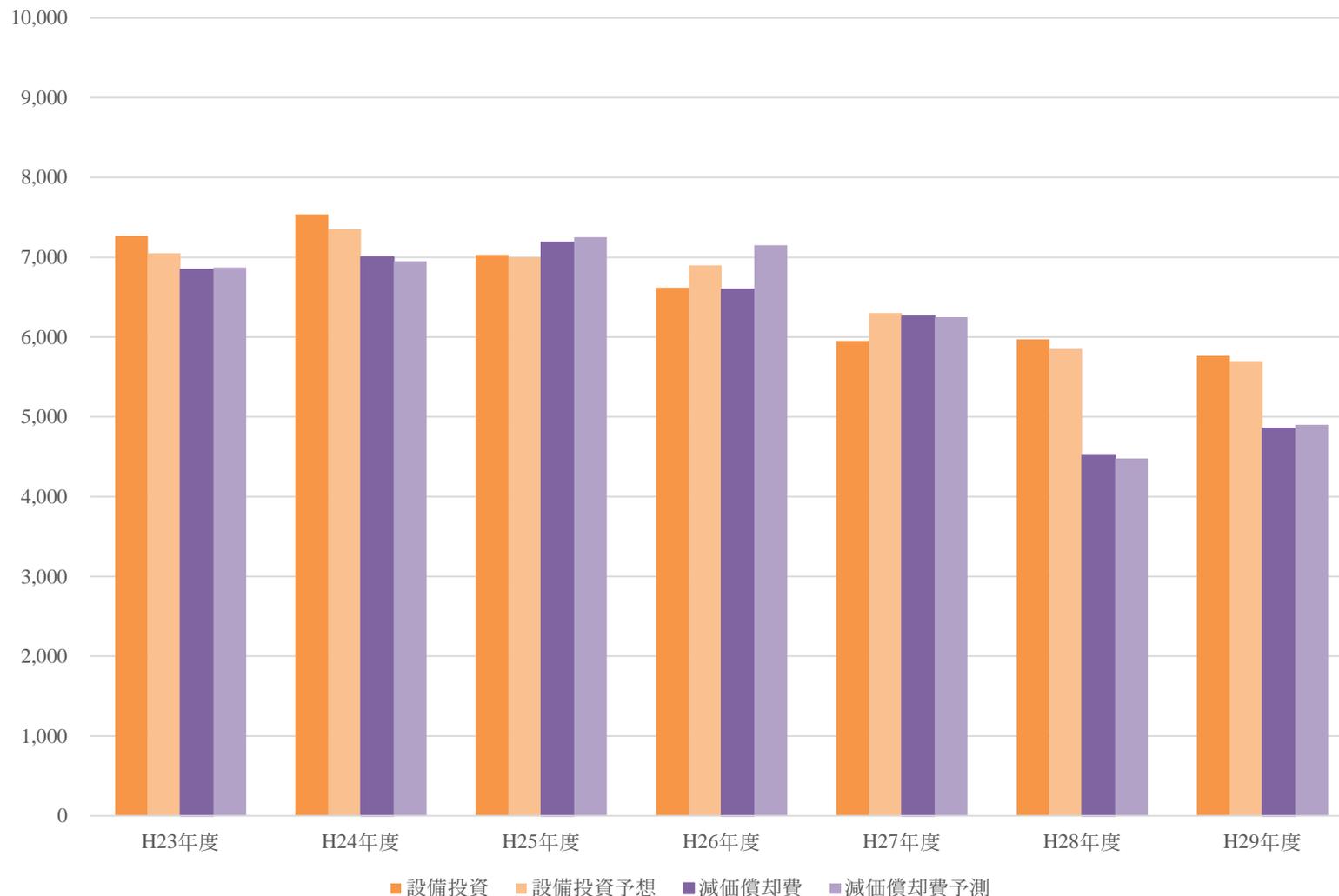
	平成24年度 実績	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
光サービス芯線数	3,135	3,405	3,590	3,746	3,913
フレッツ光	2,491	2,620	2,694	2,736	2,780
ダークファイバ	504	651	769	889	1,018
シングルスター	391	443	498	561	630
シェアドアクセス	113	208	271	328	388
専用線等	140	133	127	121	115

- ・フレッツ光については、下表の契約数に基づき、
 ファミリータイプ：8ユーザまでごとに1芯を使用
 マンションタイプ：ミニ・・・1棟(最大8ユーザ)あたり1芯を使用
 ミニ以外・・・光配線方式は32ユーザ、VDSL方式は16ユーザまでごとに1芯を使用
 ベーシック　　　：1ユーザで1芯を使用
- ・ダークファイバについては、
 シングルスター方式　：平成25年度は直近3年間における最大の純増数と同数とし、以降は、直近3年間の状況を踏まえて、毎年度、純増数が増加するものとして算定
 シェアドアクセス方式　：平成25年度上期実績の2倍を毎年度の純増数をベースに、新規参入需要等を個別に織り込んで算定
- ・専用線等については、平成24年度の対前年減少率(▲4.8%)で推移

(単位:万契約)

	平成24年度 実績	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
フレッツ光年度末契約数	975	1,025	1,075	1,125	1,175
純増数	40	50	50	50	50

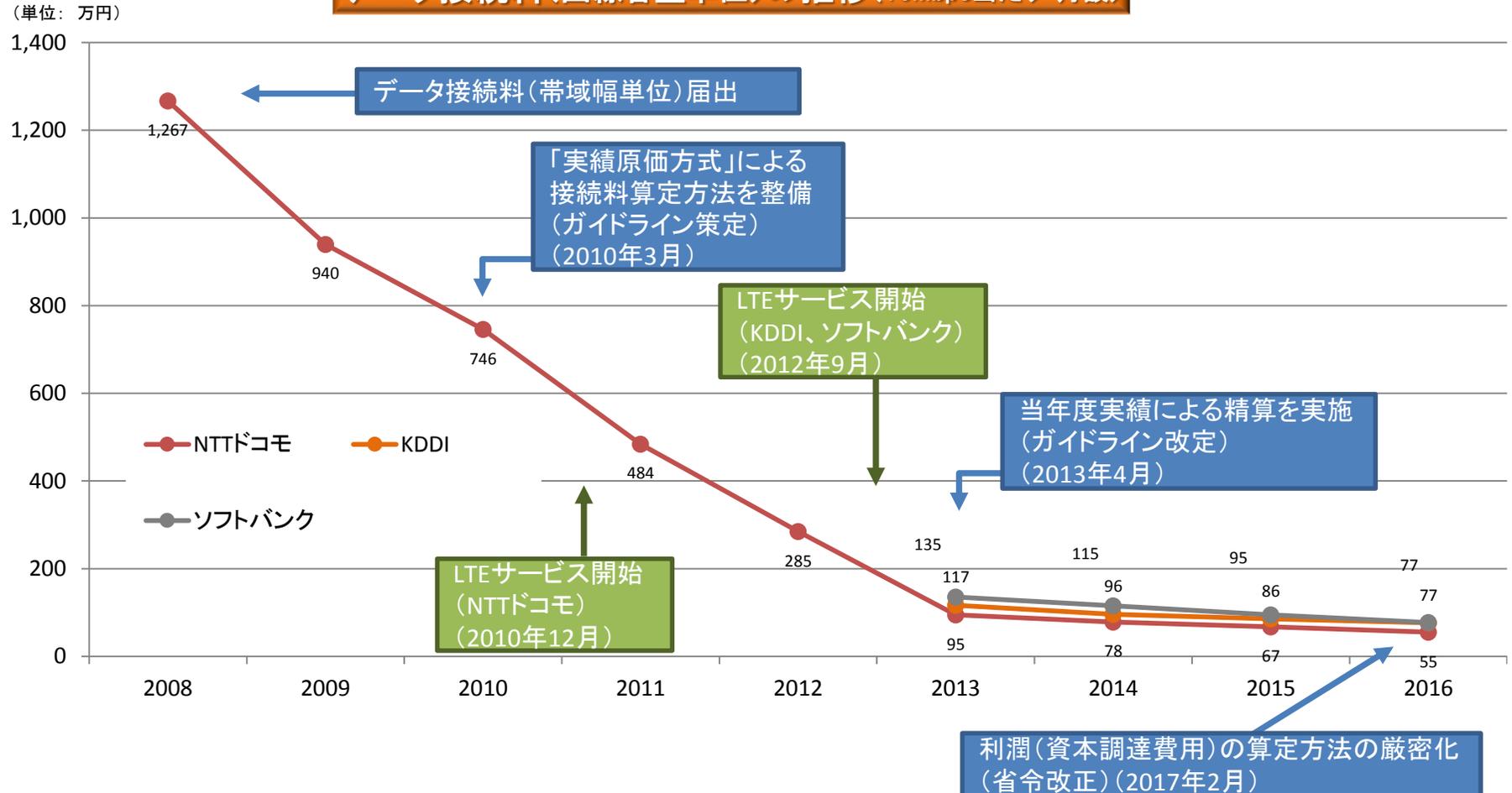
- 例えば、NTTドコモは、毎年4月末頃に公表する決算短信において、当該年度における設備投資、減価償却費の予想値を公表しており、その水準は概ね実績と一致している。



二種指定制度における接続料の推移

- MVNOが支払うデータ接続料は、これまで一貫して減少。
- 2013年度から2016年度までの3年間では、約34～43%の減少。

データ接続料(回線容量単位)の推移(10Mbps当たり・月額)



将来予測値の試算

- 例として、NTTドコモの接続料算定に用いられる「設備管理運営費」、「正味固定資産価額」、「需要」の3項目を2012年度から2014年度までの実績値を基に回帰分析することで、2016年度の値を試算した。なお、「設備管理運営費」については、その内訳の費目ごとに回帰分析を行い、そのうち減価償却費については、2015年度末時点に取得可能なデータとして、2015年度第1四半期から第3四半期における同社全体の減価償却費の実績値も併せて利用し回帰分析を行った。
 (同社が2016年から実施した償却方法の変更に係る補正を、減価償却費及び正味固定資産価額に対して行っている。)
- 確定値と比べて、「設備管理運営費」は-1%、「正味固定資産価額」は+11%、「需要」は+5%という結果だった。また、それらにより2016年度の接続料を試算したところ、確定値と比べて+2%という結果だった。

年度	2012 (実績値)	2013 (実績値)	2014 (実績値)
設備管理運営費 (百万円)			
正味固定資産価額 (百万円)			
需要(総帯域幅) (Mbps)			



2016 (予測値)	2016 (確定値)	確定値に対する 予測値の乖離の程度
		-1.2%
		+11.4%
		+5.2%

	↓	↓	↓
接続料 (万円/10Mbps)	123.5	94.5	78.5

	↓	↓
56.4	55.2	+2.2%

- 「将来原価方式」は、MVNOにおいて、当年度の接続料に関する予見性が向上する、前々年度実績値に基づく支払いが不要となり、支払猶予とは異なり確実にキャッシュフロー負担が軽減される等のメリットがある。
- 他方、原価、需要等の正確な予測は難しい面があるところ、事業者における設備投資、減価償却費の予想の状況、近年の接続料の変化傾向から、一定の精度の予測を行うことが可能ではないかと考えられる。また、予測と実績の乖離が生じ得る点については、精算や乖離額調整を導入することで調整が可能である。



- MNOとMVNOとの公正競争確保に向けて、データ伝送交換機能について、「実績原価方式」から「将来原価方式」に移行する方向で検討を進めることが適当ではないか。
- 検討に当たっては、専門家による検討体制を設け、次のような論点について集中的に議論を行うことが適当ではないか。
 - ① 二種指定制度では対象事業者が複数存在すること等を踏まえ、合理的な予測方法を各社共通なものとして予め定める必要があるか。定める場合、どのような予測方法とすることが適当か。
 - ② 予測と実績の乖離について、どのような方法により調整を行うことが適当か。
 - ③ 「将来原価方式」の適用はデータ伝送交換機能のみでよいか。
 - ④ 接続料の算定期間、算定頻度をどのように設定するのが適当か。例えば3年分の予測を毎年度行うといった方法はどうか。
 - ⑤ 原価や需要等のさらなる精緻化の観点から検討すべき事項はないか。

2 ネットワーク提供条件の同等性 に関する検証

【第7回会合(構成員指摘)】

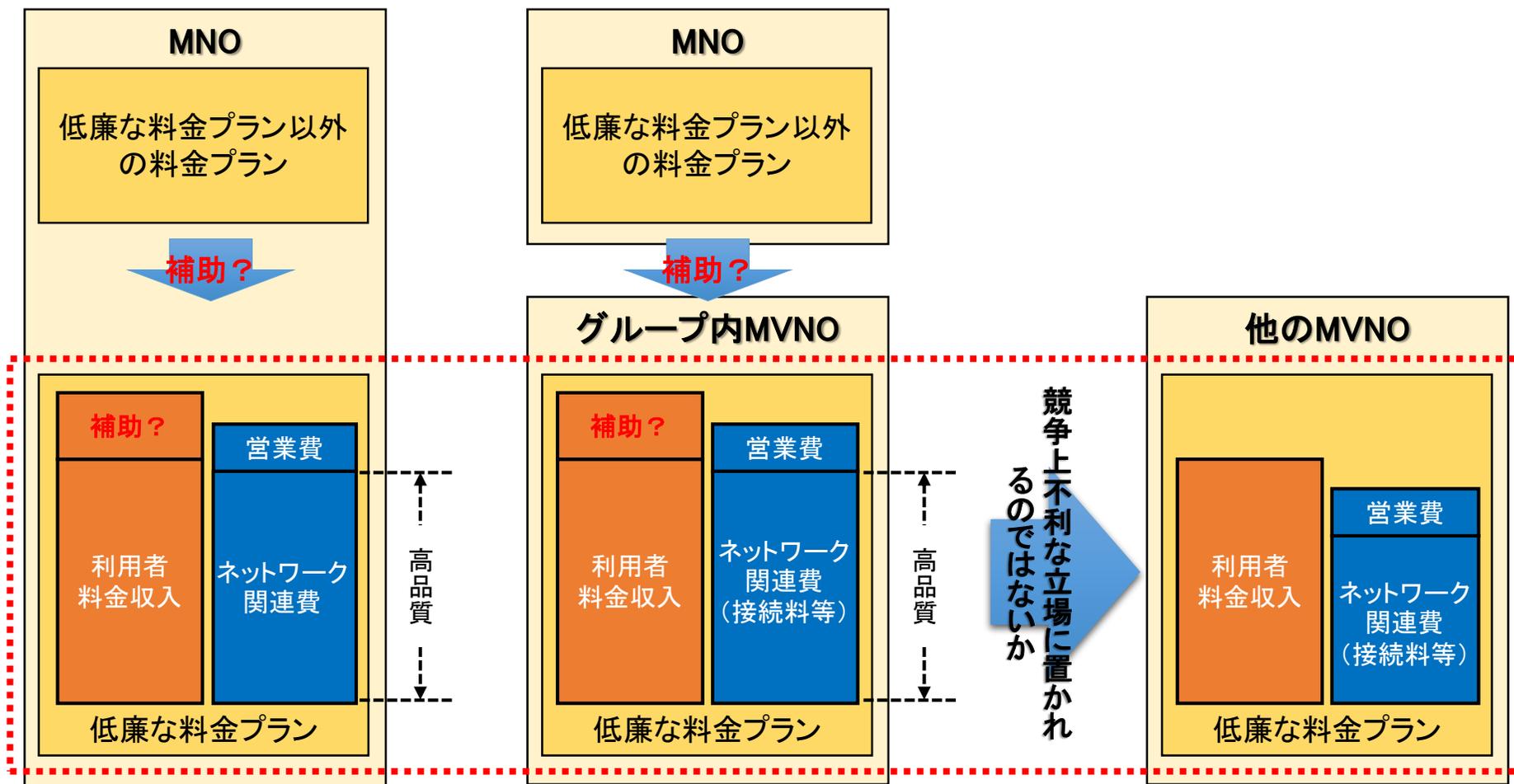
- 料金の議論以上に、公正競争条件の整備の議論が大事。公正競争条件を整備して、小売市場ではできるだけ自由な競争が行われて、競争で料金が下がって、より良いサービスが提供されていく状況をつくるのが政策の中心。その意味で、「接続」は非常に大事なポイント。
- 価格はビジネスの一番の根幹であり、これをさらけ出すのは、ビジネスとして成り立つのかという問題もあるので、二律背反のところもあるので、うまく知恵を絞って議論いただきたい。
- スタックテストを行う場合、一種と二種の違いも大きく出てくると思う。音声とデータの組み合わせに留意することが必要など、サービスが非常に多様。情報・データが極めて多様で、特に費用の面ではどのように費用を案分・配分するかという技術的な問題も出てくる。まずは情報・データの検証、その取得を念頭に置いた準備作業が必要。
- 公正取引委員会の平成30年度調査で専門家間の議論が必要とされている。これは、競争法、独占禁止法だけでは対応しきれない、つまり、接続料金や小売料金の適正性は、独占禁止法が直接的には取り扱うことが極めて困難であるという理解から来ていると思う。総務省の所管という形で、接続料の具体的、かつ定期的な検証を求めていることかと思う。
- スタックテストは固定では既に実績が積み重ねられていて、これをモバイルに適用するときのアナロジーと、相違点の留意の2つが問題になると思うので、全くの手探りではない。

【第7回会合(構成員指摘)】

(「音声卸料金の適正化の確保」に関して示された、事業者からの情報提供に関する指摘)

- それぞれの割引サービスにどうユーザーがついてどう使われているかがわからないと検証できない。実態として音声のユーザ料金がどう下がっているかはマーケットのデータがないと検証できない。各社の回答を見ると、経営情報だから出せないとのことで、出さない企業と、一部出している企業とある。政策に必要なものを総務省なり委員限りで出すとことに関して、政策議論を深めるために協力いただきたい。全て経営情報だから出せないという一言ではなくて、経営情報の中でも出せるものと出せないものがあるはずで、そういうことを示していただかないと政策議論は深められないと強く思う。各社にデータ提供いただけるよう、総務省から強く依頼していただきたい。
- 接続料の公正性、透明性を確保するためには、接続委員会でもいいが、インカメラ手続を用意して、外には絶対出ません、そのかわり全部出してくださいという仕組みを用意したほうがいいと感じた。インカメラ手続があることによって、一般消費者もきちんと見てくれているということになると思う。裁判所でも機微にわたる場合にはインカメラ手続でやっている。
- 長期増分方式では、参加を希望する方を広く募った上で、守秘協定を結んで、その中でモデルを構築することを長く続けてきた実績もある。一つの事例として活用して、場としてどこになるかわからないが、十分可能だと思う。

- MNOの低廉な料金プランやMNOのグループ内のMVNOの料金プランにおいて、内部補助やグループ内補助により、費用が利用者料金収入を上回り、当該補助がなければ赤字になるようなネットワーク関連費の支出（回線容量の確保等）が行われると、速度等の品質の面で、他のMVNOは競争上不利な立場に置かれるのではないか。



検証の方法(案)

- MNOの低廉な料金プラン、MNOのグループ内のMVNOのプランについて、接続料等総額と営業費相当額の合計が利用者料金収入を上回らないものであるか等を確認(※)。
 - ※ 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該事業者の特定関係法人であるMVNOが提供するサービスについて、料金プランごとに、下の確認方法(案)により確認。
- 上記確認を、まずは総務省において、事業者から全ての料金プランについて必要なデータの提供を受けて実施し、その結果を研究会等に報告し、今後の検証の在り方についてさらに検討することが適当ではないか。

【確認方法(案)】料金プランごとに、接続料等総額と営業費相当額の合計が、利用者料金収入を下回らないものであるか等を確認。

$$\text{①接続料等総額} + \text{②営業費相当額} \leq \text{③利用者料金収入}$$

① 接続料等総額[円/契約] : データ接続料額 + 音声卸料金額 + その他の必要経費

- データ接続料額[円/契約] :

$$\frac{\text{データ接続料算定に用いる帯域幅[bps]} (\times \text{※1})}{\text{全契約数[契約]}} \times \text{補正係数} (\times \text{※2}) \times \text{データ接続料単価[円/bps]}$$

※1 : MNOの特定関係法人であるMVNOにあっては契約帯域幅。

※2 : 当該料金プランに係る1契約当たり帯域幅の補正を行うもの。原則は1。

- 音声卸料金額[円/契約] : 音声卸基本料[円/契約] + 通話時間[分/契約] × 音声卸通話料金[円/分]
- その他の必要経費[円/契約] : その他、当該プランの提供に当然必要と考えられる設備に係る経費[円/契約]
→ データ伝送役務に係る中継系交換設備の経費等

② 営業費相当額[円/契約] : 利用者料金収入 × 移動電気通信役務に係る「営業費」の「営業収益」に対する割合を踏まえた値

③ 利用者料金収入[円/契約] : 当該料金プランにおける1契約当たりの収入額[円/契約]

注 : 下線は、事業者から提出を受けることが必要なデータ。12か月分の提出を求め、原則総務省及び研究会等構成員限りの扱いとし、検証方法及び検証結果の概要を公表する。

一種指定制度における「接続料と利用者料金の関係の検証」(概要)

(1) 目的等	<ul style="list-style-type: none">・ 接続料と利用者料金との関係について、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとならないかを検証。・ その結果に応じ接続料の水準の調整その他必要な対応を実施。
(2) 検証時期	<ul style="list-style-type: none">・ 事業者は、接続約款の認可申請等に際し、検証。
(3) 検証対象	<ul style="list-style-type: none">・ ①加入電話・ISDN基本料、②加入電話・ISDN通話料、③フレッツ光ADSL、④フレッツ光ネクスト、⑤フレッツ光ライト、⑥ひかり電話、⑦ビジネスイーサワイド、⑧その他総務省が決定するサービスメニュー(将来原価方式に基づき接続料が算定された機能を利用して提供されるサービスに属するものを基本とする。)
(4) 検証方法	<ul style="list-style-type: none">・ 検証対象ごとに利用者料金収入と接続料等総額を比較し、その差分が利用者料金で回収される営業費相当基準額(※)を下回らないものであるかを検証。 ※ 当面の間、利用者料金収入の20%相当。
(5) 結果の公表等	<ul style="list-style-type: none">・ 事業者は、検証の実施結果を具体的な算出方法と併せて総務省に報告。・ 事業者は、認可申請に際し、非公表とする正当な理由がある部分を除き、当該結果及び算出方法を公表。
(6) 結果の取扱	<ul style="list-style-type: none">・ 利用者料金収入と接続料等総額との差分が営業費相当基準額を下回った場合には、事業者は、次のいずれかの措置を講ずる。<ul style="list-style-type: none">① 価格圧搾による不当な競争を引き起こさないものであることを示すに足る十分な論拠を、算定根拠において提示。② 接続料の水準の調整を行う、利用者料金の変更を行うなど、状況が解消される所要の措置を講じた上で、接続料の認可申請を行う。・ 総務省では、上記措置を受けて、価格圧搾による不当な競争を引き起こさないものであるかを判断し、当該不当な競争を引き起こすものと認められる場合には、法の規定に基づき、是正に向けた措置を講ずる。
(7) その他	<ul style="list-style-type: none">・ 総務省は、本指針の目的達成のため必要と認める場合は、事業者(必要な場合は事業者と競合する他の電気通信事業者)に対し関係のデータその他の情報の提供を求めることにより、自ら検証を行うこととする。・ 検証のための具体的な算出方法は、その適正性の確保のため必要な範囲内において、前回の検証における方法から変更することができる。事業者は、具体的な算出方法を変更したときは、「結果の公表等」により、当該変更の内容及び理由を報告し、及び非公表とする正当な理由がある部分を除き公表するものとする。

3 MNOによるネットワーク提供に係る インセンティブ付与

【第1回会合(主要論点(案))】

- 公正取引委員会の指摘も踏まえ、周波数割当てに係る審査や毎年度実施している電波の利用状況調査の評価について、モバイル市場の公正競争促進にも資するよう、MNOがネットワーク提供に継続的に取り組むインセンティブを与えるような措置の導入を検討することが必要ではないか。

【第2回会合(MVNO説明)】

- 周波数の割当てにおいて、MVNOとの取引に積極的に取り組むインセンティブを与えることはMVNOの普及促進に寄与するのではないか。(ケイオプティコム)

【第5回会合(MNO説明)】

- 現状の周波数割り当てに係る審査や利用状況調査の評価において、「MVNOの促進に関する取組や利用料金等」を評価する際は、接続料水準のみならず、MVNOへのサポート品質等各社のNW提供の取組みについて、総合的に評価いただいているものと認識しており、今後も、接続料低減の程度のみを切り出して評価するのではなく、総合的な評価をしていただきたい。(NTTドコモ)
- なお、MVNOを通じたサービス提供においては、MNOと資本関係のないMVNOに積極的に提供している実績についても考慮要素としていただきたい。(NTTドコモ)
- 総務省による周波数割り当てにおける審査基準項目として、MVNOへの提供実績や提供計画の確認は既に実施されていると認識。(KDDI)
- 周波数割当てにおいては、総務省がMVNOへの提供計画を割当て前に審査し、また割当て後も、MVNOへの提供実績は、四半期毎に一般公開されている。従って、既にMVNO促進に継続的に取り組むインセンティブは確保されている。(ソフトバンク)
- 接続料は算定ルールに則り算定した結果であり、その水準や低下の程度は、評価軸として馴染まない。(ソフトバンク)

- MVNOへのネットワーク提供に係るインセンティブ付与については、①周波数割当てに係る審査、②電波の利用状況調査・評価において以下のとおり実施しているところ。

① 周波数割当てに係る審査

- 周波数割当てに係る審査は、事業者が最低限満たすべき基準(絶対審査基準)を満たした者について、よりよい計画を有する者を評価するために競願時審査を実施。
- MVNOのより一層の促進を図るため、2019年4月上旬に予定している5G用周波数割当てに関する開設指針(2019年1月24日 告示制定)において、絶対審査基準及び競願時審査基準としてMVNOに関する評価項目を設定するとともに、競願時審査の配点について、他の評価項目と比べて重み付けを実施。
- また、特に、L2接続によりMVNOへネットワーク提供を行う具体的な計画がより充実している者を評価。
- さらに、周波数割当ての開設計画で記載したMVNOに関する事項については、次回の周波数割当てにおいて計画の進捗状況等を審査基準として評価する方針を公表。

② 電波の利用状況調査

- 電波の利用状況調査については、周波数割当計画の作成・変更や電波の有効利用に資する施策の推進のため、電波が有効利用されているかどうかの観点で実施。
- 周波数区分ごとに3年に1度行うこととされていた電波の有効利用調査について、技術革新のスピードが他周波数帯と比べて速い移動通信システム(携帯電話・全国BWA)については、2018年度より毎年実施。
- 本調査の中で、無線局の開設状況に加え、周波数の逼迫度(トラヒック)やMVNO促進の状況等について、周波数別、免許人ごとに調査・評価を実施し、公表。

- 競争政策の観点からだけでなく、電波の有効利用の観点からもMVNOの促進は重要であり、MNOがネットワーク提供に継続的に取り組むインセンティブを与えることが適当。
- MVNOの促進に向けた取組については、MNOによるMVNOへのネットワーク提供料金水準低減のみならず、MVNOへの機能開放形態やサポート品質、多様かつ多数の者へのネットワーク提供など多様な要素が存在。
- また、MVNOの促進について、将来的な提供計画内容だけでなく、多様かつ多数の者へのMVNOサービス提供実績についても考慮することが重要。



①周波数割当てに係る審査に当たっては、

モバイル市場の公正競争促進に資するため、MVNO促進に資する上記のような多様な要素や提供実績の確認の必要性等を考慮し、総合的な観点から実施することが必要ではないか。

②電波の利用状況調査においては、

その評価・公表を行うに当たり、より一層MVNO促進に資するよう、継続的な取組が行われているかの検証等、評価・公表方法について引き続き検討を進めて行く必要があるのではないか。

絶対審査基準

<審査事項>

既存事業者等※以外の者又は他の既存事業者等※に対する卸電気通信役務の提供、電気通信設備の接続その他の方法による特定基地局の利用を促進するための計画及びその根拠を有していること。
(本計画の実績を、次回の割当てにおいて審査の対象とする。)

競願時審査基準

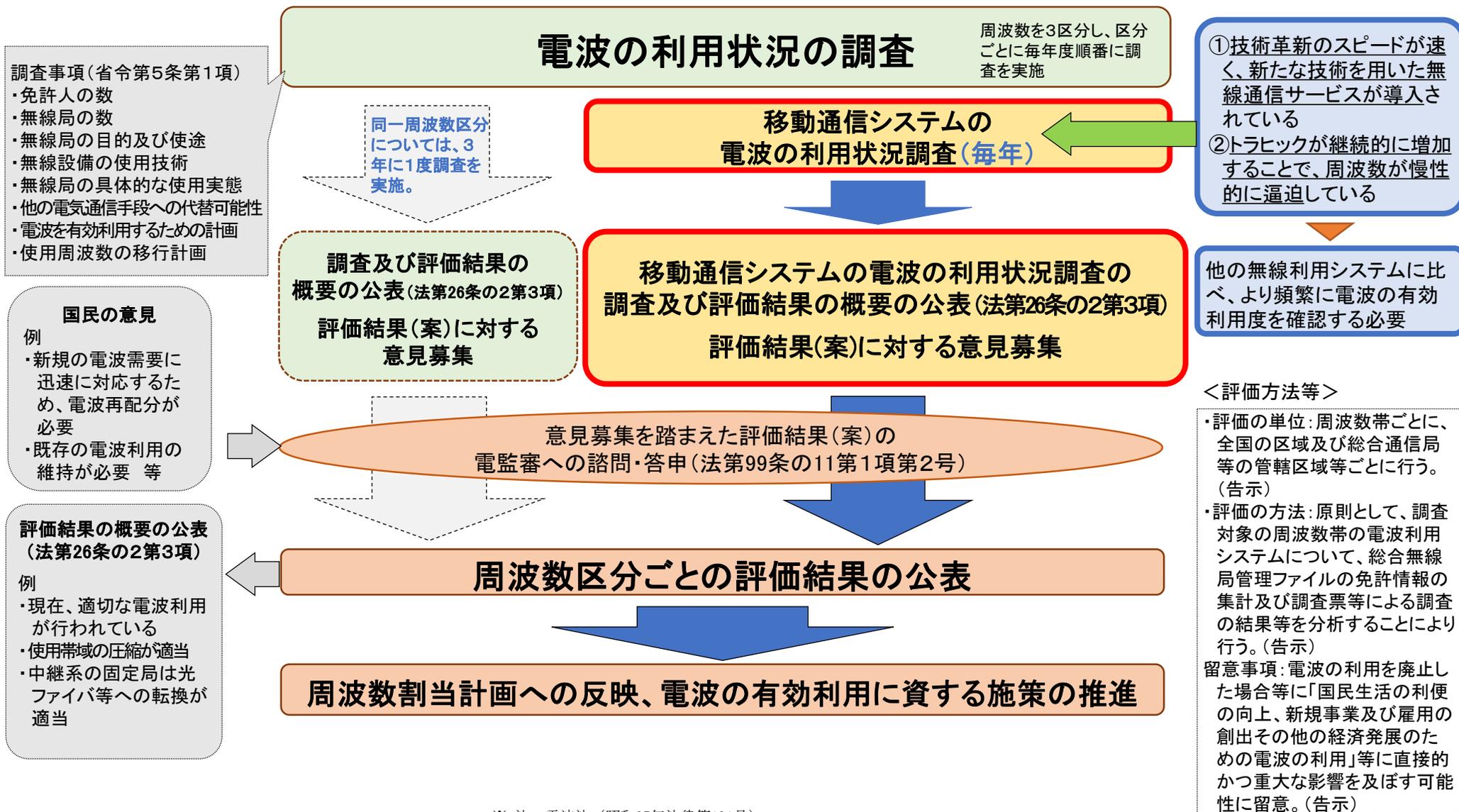
<審査事項>

既存事業者等※以外の多数の者に対する卸電気通信役務の提供又は電気通信設備の接続その他の多様な方法による特定基地局の利用を促進するための具体的な計画がより充実していること。等
(特に、L2接続によりネットワーク提供を行う具体的な計画がより充実している者を評価。)

<配点>

配点の重み付けがされていない項目が最高「N-1」点のところ、本項目については、最高「N」点としている。
(N=申請者数。仮に申請者が4社の場合、本項目についての最高点は4点となる。)

※ 既存事業者等:既存の携帯電話事業者及び全国BWA事業者



※ 法:電波法(昭和25年法律第131号)

省令:電波の利用状況等の調査等に関する省令(平成14年総務省令第110号)

告示:平成19年総務省告示第1号(電波法第二十六条の二第二項に規定する電波の有効利用の程度の評価に関する基本方針を定める件)

総合無線局管理ファイルの免許情報の集計:法第103条の2第4項第2号に規定する総合無線局管理ファイルに記録されている情報の整理

調査票等による調査:免許人に対して調査票、ヒアリング等によって報告を求める事項の収集

<平成30年度>

○調査結果の概要

	ドコモ	KDDI/沖縄セル	ソフトバンク	UQ	WCP
MVNOへの取組	<ul style="list-style-type: none"> HLR/HSS連携機能等の提供について継続して取組を実施。 接続や卸プランの料金低減を実施。 希望者に対し、一元的な窓口を設置し、サービス説明や約款の公開を実施。相互接続方法についても公表を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 電気通信設備を相互に接続するL2/L3接続サービス、卸電気通信役務として接続型のL2/L3接続サービス、再販型の音声、データ通信サービスを提供。 LTE通信サービス標準プランを策定、公表。 協議用窓口を設定。 	<ul style="list-style-type: none"> 開設計画の認定を受けていない電気通信事業者にも無線設備を広く公平に利用できるよう、専門窓口の設置、卸標準プランの策定及び公開を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> KDDI、家電量販店、ISP等に提供。契約数全体の多くはこれらのMVNO事業者のもの。 自社HPIにて標準プラン、技術参考資料を公開。 一元的な協議用窓口を設定。 	<ul style="list-style-type: none"> 開設計画の認定を受けていない電気通信事業者にも無線設備を広く公平に利用できるよう、専門窓口の設置、卸標準プランの策定及び公開を実施。
MVNO数(※)	27	32	373	57	6
MVNO契約数	928万	624万	402万	2,902万 グループ内:2,716万 グループ外:187万	2,888万 グループ内:2,887万 グループ外:1万
全契約数に占める割合 (全契約数)	12.2% (7,637万)	11.9% (5,228万)	9.7% (4,154万)	98.9% (2,933万)	100% (2,888万)

※免許人から直接回線の提供を受けるMVNOに限り、MVNOから回線の提供を受けるMVNOは含まない。

○適切な電波利用が行われているかの程度を評価

免許人名	分析結果	評価
ドコモ	HLR/HSS連携機能等の提供や標準プランの策定、MVNO事業希望者への窓口設置等を実施し、MVNO数/MVNO契約数の確保に努めていると認められる。	電波の割当てを受けていない者等(MVNO)に対するサービス提供を行っており、適切な電波利用が行われていると認められる。
KDDI/沖縄セル	標準プランの策定やMVNO事業希望者への窓口設置等を実施し、MVNO数/MVNO契約数の確保に努めていると認められる。	電波の割当てを受けていない者等(MVNO)に対するサービス提供を行っており、適切な電波利用が行われていると認められる。
ソフトバンク	標準プランの策定やMVNO事業希望者への窓口設置等を実施し、MVNO数/MVNO契約数の確保に努めていると認められる。	電波の割当てを受けていない者等(MVNO)に対するサービス提供を行っており、適切な電波利用が行われていると認められる。
UQ	標準プランの策定やMVNO事業希望者への窓口設置等を実施し、MVNO数/MVNO契約数の確保に努めていると認められる。 MVNO契約数の93%以上を免許人グループ内契約数が占める。	電波の割当てを受けていない者等(MVNO)に対するサービス提供を行っているものの、グループ内の回線提供が大半を占めており、必ずしも多様かつ多数のMVNOが回線を利用している状況にあるとは言いがたい。
WCP	標準プランの策定やMVNO事業希望者への窓口設置等を実施し、MVNO数/MVNO契約数の確保に努めていると認められる。 MVNO契約数の99%以上を免許人グループ内契約数が占める。	電波の割当てを受けていない者等(MVNO)に対するサービス提供を行っているものの、グループ内の回線提供が大半を占めており、必ずしも多様かつ多数のMVNOが回線を利用している状況にあるとは言いがたい。

4 将来的な課題の検討(5G、eSIM等)

【第1回会合(主要論点(案))】

- モバイル市場は技術の進展が早く、今後も様々な技術の進展やそれに応じた新たなサービスの提供が見込まれるところ、予想される動向を見据えて、将来生じることが予想される課題について、現時点で検討しておくことが必要ではないか。
 - ①スマートフォンでeSIMが普及した場合に、モバイル市場における競争政策にどのような影響が生じ、どのような課題が考えられるか。
 - ②MNOとMVNOとの競争環境や利用者料金の在り方等について、5G時代に向けてどのような変化が見込まれ、どのような課題が考えられるか。
 - ③以上のほか、どのような技術の進展や環境の変化が予想され、それによりどのような課題が考えられるか。

【第1回会合(有識者ヒアリング)】

- 「5Gから」の政策は、「4Gまで」とは議論を明確に区分した上で、従来の産業構造や市場環境の定義から抜本的に見直す「覚悟」を持つべきである。幸い4Gは事業基盤・技術基盤として安定しており、今後は成熟も一層進むことから、5G時代に向けた通信分野の抜本的な産業構造の見直しが仮に行われたとしても、4Gは国民生活における一種のセーフティネットやマイグレーションの緩衝材として機能しうる。(慶應義塾大学 黒坂 特任准教授)

【第2回会合(MVNO説明)】

< eSIM関係 >

- ライトMVNOは、eSIM対応端末へのSIM(プロフィール)の提供は自力では不可能。eSIMに対応した端末に、MVNOがプロフィールを提供することが可能となるよう、MNOのリモートSIMプロビジョニング基盤の開放が必要。(MVNO委員会、IIJ)
- 物理的なSIMカードが不要で、オンラインで契約が完結できるeSIMの特性から、超短期的な利用など新たなサービスの促進が想定される。eSIMを利用したオンラインでの役務提供の際は、書面交付は電磁的手段を原則とすることが望ましい。(MVNO委員会)

【第2回会合(MVNO説明)(続)】

<5G関係>

- 5Gでは、これまでのモバイル通信と全く異なり、全てのネットワークがソフトウェアによって仮想化されていくことが想定される(スライシング)。新たなMVNOのネットワークアーキテクチャの検討において、以下の要件を満たすことが必要。(MVNO委員会、IIJ)

 - (1)セキュリティ、遅延時間、帯域、可用性等、利用用途に応じた柔軟なサービス提供が可能であること
 - (2)それらが適切なコスト負担で利用可能なこと
 - (3)モバイルエッジコンピューティングやクラウドと親和し、柔軟かつ広範なAPIを通じ、IoTサービスの提供に向けた垂直的協業スキームをMVNOが容易に構築可能なこと

- 仮想化モバイルコアネットワークにおけるMVNOに関連する制度整備全てのネットワークが仮想化される5Gでは、物理的ネットワークを前提とした現行の法規制についても発展的に見直される必要がある。その際、LTEが当面の間5Gと共存する想定のもと、現行の接続料算定における5Gコストの取り扱い等、LTEと5Gの関係性等について十分留意。行政においては、2030年に向けた通信ネットワーク全体に関するビジョンにおいてMVNOの果たすべき役割を示し、もって事業者間協議の方向性を明らかにすることが望ましい。2020年代初頭までに、MVNOに関連する必要な制度整備が行われ、MVNOによる5Gの利活用が開始されることが望ましい。(MVNO委員会)

- 各種LPWA方式やsXGP方式の出現及び5G時代の到来を見据えると、様々なシステムを統合して管理し、その接続性を担保することが重要となる。(日本通信)

 - ①電波オークションをしていないことの接続制度への反映
 - ②米国CBRSに代表される新たな電波利用制度の早期導入
 - ③接続義務の明確化及び接続条件の透明性確保
 - ④国際標準に準拠したMNO網の構築と網機能の開放
 - ⑤第二種指定電気通信設備範囲の明確化及び周知

【第5回会合(MNO説明)】

<eSIM関係>

- eSIMについては、今後の技術動向を踏まえ、セキュリティ等を勘案して慎重な議論が必要。(NTTドコモ)
- eSIMについては、MVNOからの要望に応じて協議に対応。(KDDI)
- 現時点では eSIM の普及動向等について不明であり、対応方針を検討中の段階。なお、当社のプラットフォームを利用せず、MVNO において(標準化された仕様に準拠の上)自ら必要な設備等を構築することも可能。(ソフトバンク)

<5G関係>

- 禁止行為規制や卸契約書の届出義務が他事業者との協業の足かせになる可能性がある。5G時代に向けて制度見直しが必要ではないか。(NTTドコモ)
- 5Gの導入等においてイノベーションを促し、新事業・新サービスの創出や社会的課題の解決を促進する観点から、事業者の創意工夫や柔軟な事業展開を行うための環境整備が重要。(NTTドコモ)
- 新たな制度の検討・運用にあたっては、今後もMNO、MVNOも含めたモバイル市場における競争を機能させるため、MNOの設備投資やイノベーションに係るインセンティブにも十分な配慮が必要。(KDDI)
- 今後の技術やサービス進化が妨げられることのないよう、現時点で画一的ルール整備を行うことは避け、多様なビジネスモデルが創出可能な環境が確保されるよう配慮頂きたい。(ソフトバンク)

【第5回会合(構成員指摘)】

- 5GとかIoTの世界になると、先行きをコントロールできる話でもなく、イノベーションの活性化のためには、過剰規制にならないようにという配慮が精いっぱいと思われる。IoT、5Gについては、今のルールとは少し別なものを考える必要がある。現状のルールを適用できない領域があるとして、何のルールもない状況もおかしいので、そこにふさわしいルールは何なのかを改めて考えたい。
- 非常に変化が著しいと、マーケットも大きく動いているというのが我々の対象にしている事柄。マーケットと相談しながらルールをつくっていく姿勢が大事。臨機応変に、その時代にふさわしいルールがどうあるべきかを今後もご議論いただきたい。その場をどう設定するのも今後話題になってくるかと思う。

【第7回会合(構成員指摘)】

- 5Gが本格的になったときにL2接続なのか、10メガビット当たりの接続料なのか、低遅延性を生かそうと思ったらエッジサーバでつながないといけないということで、接続形態自体が違ってくることが考えられる。5Gの投資を4Gの接続料で回収していいのかとかも絡んでくる。3Gから4Gにかけてはデータ量が増えていくということで将来予測がしやすい状況だったが、今後の先ができるのか。5Gへの投資をどういうタイミングでどれくらいするかは経営方針によって違ってくるので、単純にここまで何%で下がってきたからという話に行かなくなる可能性がある。

(「第二種指定電気通信設備制度の全国BWA事業者への適用について」の関係でなされた指摘)

- 今やネットワークサービスは、ハードではなくソフトで提供されるものであり、端末側でSIMを差し替えればどのキャリアの電波も受けられるため、端末数ではなく契約数でシェアを考える方が合理的。1枚のSIMを2台の端末に(または1台の端末に2枚のSIMを)差す場合や、eSIMによる1時間のみの契約、4G、5Gのいずれか、またはその両方が使える端末をどのようにカウントするかといった点からも、端末設備数による規則を見直した方がよいのではないか。
- これから出てくるM2M/IoTの端末数や契約数は非常に多数となる可能性がある。現状は端末数のシェアにより、全てのデータ通信役務に対して二種指定の義務がかかることとなっているが、場合によっては従来型のデータ通信役務と小容量データ通信役務を分けた方がいいのかもしれない。

モバイル市場において、5Gの進展等、今後も様々な技術進展やそれに応じた新たなサービスの提供が見込まれるところ、予想される動向を見据えて、例えば、次のような将来生じることが予想される課題について、現時点で検討しておくことが適当ではないか。

【5Gの進展等に伴う課題例】

- ① 5G時代におけるMVNOによる柔軟で多様なサービス提供の実現
 - ・ 仮想化等に対応したMVNOによる適切なネットワーク利用形態の実現 等
- ② 5G時代に対応した二種指定制度に係る規律の見直し
 - ・ 仮想化等に対応した指定対象、指定基準、接続料算定方法等の見直し
 - ・ 4G・5Gの並存状態に対応した両用端末のカウント方法の扱い、接続料算定方法等の整理
 - ・ M2M/IoT向け端末数の急激な増加に対応した指定基準のあり方の整理 等

【eSIMの普及等に伴う課題例】

- ① MVNOによるeSIMを活用した柔軟で多様なサービス提供の実現
 - ・ 対応端末へのプロフィール提供の実現(MNOによるリモートSIMプロビジョニング基盤の開放等)
 - ・ 超短期的なサービス等新たなサービスの提供に係る効率的なオンライン契約の実現 等
- ② 一つの端末で複数のSIMを柔軟に使い分ける形態等に対応した端末カウント方法のあり方の整理 等



こうした検討課題について、3月の中間取りまとめ以降、議論を深めることが適当ではないか。

(参考) 情報通信審議会 電気通信事業政策部会 電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証に関する特別委員会(第4回)配布資料

主要論点③:通信ネットワークとサービスの融合への対応 (プラットフォームサービス等市場環境の変化を中心に)

現状と想定される変化

- 電気通信事業分野においては、電気通信が社会・経済活動の基盤となることに伴い、電気通信サービスそのものの提供から、IoT等の進展により、物品や他分野のサービスと一体的に提供されることにより付加価値を生み出す形態が拡大しつつある。
- これに伴い、サービスの提供においても、ユーザ企業等のニーズにきめ細かく対応し、サービス開発やネットワークの運用を行う主体の役割が増しており、とりわけ近年では、プラットフォーム事業者が自身のプラットフォームサービスと一体的に通信サービス又は通信類似のサービスを提供する形態も出現している。
- 将来的には、プラットフォーム事業者を軸とした通信ネットワークとサービスの融合が一層進展する可能性や、プラットフォーム事業者自らが通信基盤の構築や役務提供をも担う可能性が考えられる。

(※)ネットワークレイヤにおいても、利用者のニーズに応じたサービスをエンド・トゥ・エンドで提供する「スライシング・サービス」等の普及により、ネットワークレイヤと他レイヤの区分が一体化することも考えられ、オーケストレーションやスライス構成等においてプラットフォーム事業者が一定の役割を果たすことも想定される。

検討事項(案)

将来的な競争政策の在り方

- サービスの高度化・多様化の動向を踏まえれば、基地局・光回線等の設備の重要性は一層高まると想定され、設備のボトルネック性(第一種指定電気通信設備)や接続交渉における優位性の元となる端末設備の市場シェア(第二種指定電気通信設備)に着目した現行の指定電気通信設備制度に基づく非対称規制は、引き続き重要な役割を担っていくと考えられる。
- 一方、5Gや仮想化の進展等による固定と移動の融合を見据え、現行の市場区分やレイヤをまたいだサービス提供及び事業運営が進むと考えられる中、固定と移動の市場区分、設備ベースでの非対称規制の考え方等、現行の指定電気通信設備制度のみでは、将来の市場変化に対応していくことが困難となる可能性がある。
- 具体的には、プラットフォーム事業者の一層の影響力の拡大を見据え、例えば、隣接するネットワーク市場及びサービス市場における相互の市場支配力の行使等の可能性を念頭に置きつつ、ネットワークを起点とした非対称規制の対象の画定に関する考え方を弾力化する必要性について、検討する必要があるのではないか。

(※)プラットフォーム事業者による影響力行使として、例えば、プラットフォーム事業者が大量の利用者情報の集積等を通じてサービス市場において確立した優越的地位を背景に、電気通信事業者に対して、ネットワークの利用やサービス提供において自社に有利な条件を求めるといったケースが考えられる。

5 モバイル検討会報告書フォローアップ

1. これまでの議論

【第1回会合(主要論点(案))】

- モバイル検討会で対応の方向性が示された事項について、着実に実施されているか。これらの事項について、さらに見直しを行うことが必要と考えられる点はないか。

【第2回会合(MVNO説明)】

- 「モバイル市場の公正競争促進に関する検討会」報告書(2018年4月)にある次の課題等については、既に行行政からMNOに対し要請等がなされる等、その解決に向けた方向性が示されているところ、適時適切なフォローアップが求められる。(MVNO委員会)
 - MNO迷惑メールフィルタ設定における同等性
 - キャリアメールの転送サービス
 - 緊急通報時のGPS情報の送信
 - 050IP電話からの緊急通報

2. 対応の方向性

- モバイル検討会において対応の方向性が示された事項に係るフォローアップ結果は、次ページ以降のとおり。
- 一定の取組がなされているものもあるが、全ての項目について、引き続き、事業者の取組を注視していくことが適当ではないか。

総務省の対応と事業者の取組状況(1/5)

事項	総務省の対応	事業者の取組状況		
		NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
1. ネットワーク提供条件の同等性確保関係				
(1)ウェブによるMNP手続の実現・強引な引止めに関する実態把握	<ul style="list-style-type: none"> ● 指導を実施(※1)(2018年6月) ● ガイドライン改正(2018年8月) ● コールセンターの混雑状況等の調査を実施(p42以降参照) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 指導前(2006年11月)から実現 <p>(p42以降参照)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 2019年春に実現予定 <p>(p42以降参照)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 2019年5月末までに実現すべく検討中 <p>(p42以降参照)</p>
(2)MVNOが確保する帯域幅の柔軟な変更の可能性に関する検討	<ul style="list-style-type: none"> ● 要請を実施(※2)(2018年6月) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 現時点でMVNOからの具体的な要望なし(関連として、期間短縮や手続の簡略化等の要望あり) ● 実現に当たっては課題あり ● MVNOからの具体的な要望に基づき実現方法を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ● 現時点でMVNOからの具体的な要望なし ● MVNOからの具体的な要望に基づき協議に応じる 	<ul style="list-style-type: none"> ● 期間短縮や手続の簡素化を実施(2017年11月、2018年8月)
(3)SIMカードの提供等に係る標準的な期間についての実態把握	<ul style="list-style-type: none"> ● 実態把握を実施(2018年6月) 	<ul style="list-style-type: none"> ● ベンダからSIMカードの調達等に約3か月を要する 	<ul style="list-style-type: none"> ● SIMカードの在庫状況に応じて最短1週間から最長3ヶ月程度で提供 	<ul style="list-style-type: none"> ● ベンダからSIMカードの調達等に約3か月を要する
(4)HLR/HSS連携機能の提供に係るMVNOの負担額の根拠等のMVNOへの十分な説明	<ul style="list-style-type: none"> ● 指導を実施(※3)(2018年6月) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 提供申込みを承諾した事業者に対し、指導前(2016年9月)から説明を書面にて実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 現時点でMVNOからの具体的な要望なし ● MVNOからの具体的な要望に基づき協議に応じる 	<ul style="list-style-type: none"> ● 現時点でMVNOからの具体的な要望なし
(5)MNOの迷惑メールフィルタで受信拒否メールとして扱われないための基準のMVNOへの提示	<ul style="list-style-type: none"> ● 指導を実施(※3)(2018年6月) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 基準の提示を2018年10月から実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 基準の提示を2018年7月から実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 基準の提示を2018年9月から実施

※1 MNOにおいて2019年5月末までに措置を講じ、その後速やかに総務省に報告することとしている。

※2 今後MVNOから要望があった場合には、MNOにおいて検討し、総務省に報告することとしている。

※3 MNOにおいて措置を講じ、2018年度のは2019年3月末までに、2019年度のは2020年3月末までに総務省に報告することとしている。

総務省の対応と事業者の取組状況(2/5)

事項	総務省の対応	事業者の取組状況		
		NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
1. ネットワーク提供条件の同等性確保関係				
(6) キャリアメールの転送サービスの実現可能性に関する検討	<ul style="list-style-type: none"> ● 要請を実施(※2)(2018年6月) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 現時点でMVNOからの具体的な要望なし ● 実現に当たっては課題あり ● MVNOからの具体的な要望に基づき実現方法を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ● 現時点でMVNOからの具体的な要望なし ● MVNOからの具体的な要望に基づき協議に応じる 	<ul style="list-style-type: none"> ● 現時点でMVNOからの具体的な要望なし
(7) 一部事業者におけるテザリングの実現時期のMVNOへの提示	<ul style="list-style-type: none"> ● KDDIに対して指導を実施(2018年6月) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 従前より全MVNOへ提供 	<ul style="list-style-type: none"> ● 2018年11月より全MVNOへ提供 	<ul style="list-style-type: none"> ● 2018年4月より全MVNOへ提供
(8) 一部端末において緊急通報時にGPS情報の提供が不可となる事案についての要因の究明等へのMNOの協力	<ul style="list-style-type: none"> ● 要請を実施(2018年6月) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 現時点でMVNOからの具体的な要望なし ● MVNOからの具体的な要望に基づき真摯に対応 	<ul style="list-style-type: none"> ● 現時点でMVNOからの具体的な要望なし ● MVNOからの具体的な要望に基づき協議に応じる 	<ul style="list-style-type: none"> ● 現時点でMVNOからの当該事象の報告や問い合わせ等なし ● MVNOからの具体的な要望に基づき調査に協力 ● 当社のネットワーク側での制限はなし
(9) MNOからMVNOへの端末の提供に関する協議状況の実態把握	<ul style="list-style-type: none"> ● 電気通信市場検証会議において確認を実施し、年次レポートを公表(2018年8月) 	(MNOからの市場シェアの高い端末の提供が関連MVNOでないMVNOでは実現できていない)		

事項	総務省の対応	事業者の取組状況
		テレコムサービス協会MVNO委員会
(10) LINEの年齢認証に関する機能提供が実現しない要因に関する実態把握	<ul style="list-style-type: none"> ● 実態把握を実施(2018年6月) ※年齢認証主体と年齢認証に係る情報伝達の仕組み等に要因があると考えられる 	<ul style="list-style-type: none"> ● MVNOユーザにおけるLINE年齢認証実現に向けて検討を実施(2018年7月～)

※2 今後MVNOから要望があった場合には、MNOにおいて検討し、総務省に報告することとしている。

総務省の対応と事業者の取組状況(3/5)

事項	総務省の対応	事業者の取組状況		
		NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
2. 中古端末の国内流通促進関係				
(11) 下取り端末の流通・販売を行う者に対するMNOによる当該端末の国内市場での販売の制限を業務改善命令の対象とするガイドラインへの対応	● ガイドラインを改正(2018年8月)	● 販売制限していない	● 販売制限していない	● 販売制限していない
(12) 中古端末のSIMロック解除を求めるガイドラインへの対応	● ガイドラインを改正(2018年8月) <施行:2019年9月~>	● 2019年3月末までに対応予定 ・中古端末のSIMロック解除(ウェブでの無料受付) ・解約後のSIMロック解除期間の制限撤廃	● ガイドライン改正を踏まえ対応予定	● ガイドライン改正を踏まえ対応予定
(13) 中古端末に関する民間の取組の後押し	● リユースモバイル関連ガイドライン検討会にオブザーバとして参加(2018年7月~)	-	-	-
(14) MNOによる盗品等に関する迅速かつ明確な情報公開	● 指導を実施(2018年6月)	● 2018年12月に対応済み	● 2012年9月に対応済み	● 2010年1月に対応済み
3. 利用者の自由なサービス・端末選択の促進関係				
(15) 利用期間拘束及び自動更新を伴う契約について、2年契約満了時又はそれまでに、違約金及び25か月目の通信料金のいずれも支払わない解約の実現	● 指導を実施(※4)(2018年6月)	● 2019年3月から対応	● 2019年3月から対応	● 2019年3月から対応
(16) 利用期間拘束の自動更新の有無による提供条件の格差の縮小の検討	● KDDI及びソフトバンクに対し要請を実施(2018年6月)	-	● 店頭での説明やHP等での案内の強化に努める。なお、今後もお客様のニーズや市場動向を踏まえ、対応の是非を検討	● 今後検討

※4 MNOにおいて2019年3月末までに措置を講じ、その後速やかに総務省に報告することとしている。

総務省の対応と事業者の取組状況(4/5)

事項	総務省の対応	事業者の取組状況		
		NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
3. 利用者の自由なサービス・端末選択の促進関係				
(17)残債免除等施策の提供条件に関する利用者への説明の徹底を求めるガイドラインへの対応	● ガイドラインを改正(2018年8月)	— (現時点で、残債免除施策による販売方法は導入していない)	● ガイドライン改正を踏まえ対応 ● 2019年1月より、再加入条件を撤廃	● 社内へ再周知を行い、説明の徹底を図っている ● 2018年11月より、再加入条件を撤廃
(18)過去の利用実績等に基づき利用金額が適正となる料金プランの例の案内	● 指導を実施(※4)(2018年6月)	● 2018年5月より、利用実態に基づく適切な料金プランの案内については、全国のショップにて「料金相談フェア」を実施 ● 2018年9月より、コーポレートサイト上において、利用実態に応じたおすすめプランの案内を実施 ● 2018年1月より、全国のショップにて「スマホ教室」を実施する等、理解促進に努めている	● 「ピタットプラン」、「フラットプラン」を2017年7月から導入 ● 2019年3月より、お客様との様々なタッチポイントにおいて新プランを訴求するとともに、料金シミュレーションにおいて新プランを“最適なプラン”として案内	● 利用実績に応じた料金プランの案内を2019年3月に実施予定
(19)利用者のリテラシー向上やサービスに関する理解促進に向けた施策の実施	● 指導を実施(※4)(2018年6月)	(同上)	● 店頭での説明やHP等での案内の強化に努める。なお、今後もお客様のニーズや市場動向を踏まえ、対応の是非を検討	● 各種相談窓口について、2019年3月までに毎月メールで実施している請求確定通知を用いて告知予定
(20)月途中の解約時の日割計算の実施可能性に関する検討	● 要請を実施(2018年6月)	● 日割計算は公平性確保の観点等により実施していない	● 今後もお客様のニーズや市場動向を踏まえ、対応の是非を検討	● 日割計算の実施は考えていない
(21)MNOから販売店に対して端末代金の販売価格や値引き額を実質的に指示することが業務改善命令の対象となるとするガイドラインへの対応	● ソフトバンクに対し指導を実施(2018年6月) ● ガイドラインを改正(2018年8月)	● ガイドライン改正を踏まえ対応	● ガイドライン改正を踏まえ対応	● 2018年6月の行政指導を真摯に受け止め、ご報告した再発防止策に基づき、対応を実施

※4 MNOにおいて2019年3月末までに措置を講じ、その後速やかに総務省に報告することとしている。

総務省の対応と事業者の取組状況(5/5)

事項	総務省の対応	事業者の取組状況		
		NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
3. 利用者の自由なサービス・端末選択の促進関係				
(22)MNOから販売店に対してキャッシュバック等の実質的指示を行うことは端末購入補助に該当することを明示するガイドラインへの対応	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)
(23)MVNOの音声通話付きサービスの初期契約解除制度の対象化	<ul style="list-style-type: none"> ● 省令を改正(2018年7月) ● ガイドラインを改正(2018年9月) 	—	—	—

事項	総務省の対応	事業者の取組状況
		テレコムサービス協会MVNO委員会
(24)MVNOやその業界団体におけるサービス内容のわかりやすい周知	—	<ul style="list-style-type: none"> ● MVNOサービスの利用に当たってのチェックポイントを改定し、公表・周知(2018年6月～)

その他(事業者の取組を注視すべき旨指摘された事項)

1. ネットワーク提供条件の同等性確保関係

- 電気通信事業者協会が策定したAndroid端末における緊急速報の共通受信仕様の運用状況の注視
- 5G関係機能のMVNOへの提供に関する協議状況の注視
- MNOとMVNOとの販売連携に関する協議状況の注視
- 050IP電話を卸提供するMVNEとMVNOとの緊急通報に必要な位置情報の伝達に係る協議状況の注視

- モバイル検討会報告書の提言を踏まえ、携帯電話番号ポータビリティ（MNP）の円滑化に関し、総務省では以下の対応を行っている。

➤ ガイドラインの改正

移転元事業者による引き止め機会のない事業者間移転を可能とするため、ウェブによる番号ポータビリティ手続を可能とするよう、「携帯電話の番号ポータビリティの導入に関するガイドライン」の内容を見直し、「携帯電話・PHSの番号ポータビリティの実施に関するガイドライン」に改正した（2018年8月）。

➤ 強引な引き止めに係る実態把握

MNP手続における移転元事業者による利用者への強引な引き止めについて、事業者への書面聞き取り調査やコールセンターへの架電等にて実態把握を実施した。

その結果、MNP手続の申込みを行う利用者に限定した値引きやポイント及びクーポンの付与、特定の移転先への勧誘行為等が確認された。

➤ コールセンターの混雑状況調査の実施

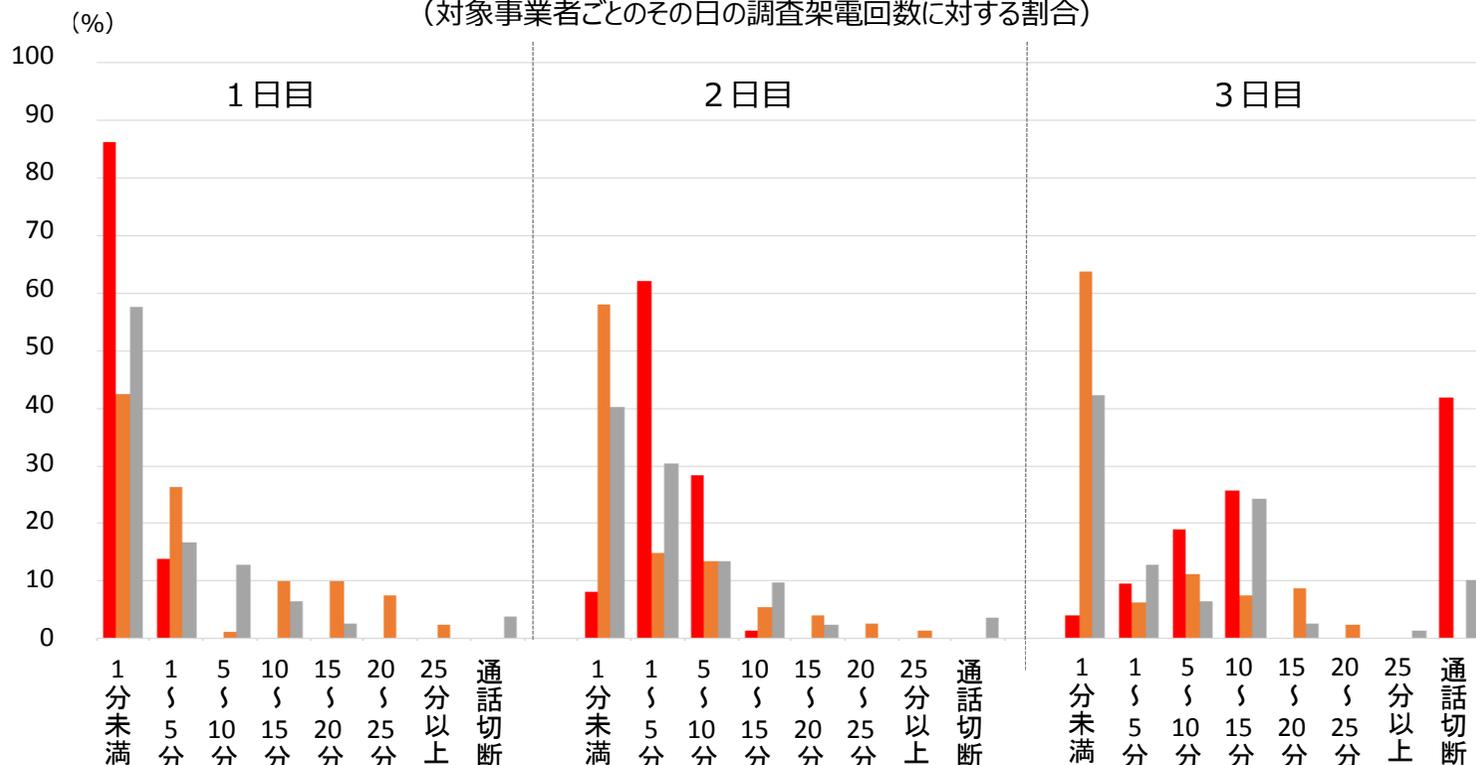
→次頁参照

MNPに係るコールセンターの混雑状況等実態調査の結果

- モバイル検討会報告書の提言を踏まえ、連続する3日間（週末を含む）、MNP時の予約番号払出しに係るコールセンターへの電話のつながりやすさについて、実態調査を実施（2018年9月）。
- 携帯電話事業者3社のコールセンターのそれぞれに3日間合計で200回以上架電し、架電ごとにコールセンターにつながるまでの待ち時間を計測。
- 調査期間全体における各社の待ち時間※1の平均は3～5分であったが、一定時間待機後、通話が切断した事例があった。

待ち時間の分布

（対象事業者ごとのその日の調査架電回数に対する割合）



NTTドコモ

- ✓ 平均待ち時間※1 **3分19秒**
- ✓ 通話切断※2, 3 **13.6%**

KDDI

- ✓ 平均待ち時間※1 **4分41秒**
- ✓ 通話切断※2 **0%**

ソフトバンク

- ✓ 平均待ち時間※1 **3分47秒**
- ✓ 通話切断※2 **5.9%**

※1 待ち時間は、コールセンターの自動音声ガイダンス終了から、オペレータに繋がるまでの時間を計測。平均待ち時間は、通話切断を除外して算出。

※2 3日間の調査架電回数全体に対する、通話切断した架電の回数の割合。

※3 NTTドコモからは、調査対象の3日目について、台風が接近し、交通機関に大きな支障が生じたことから、コールセンターの閉鎖等を行ったため、コールセンター自体の応答率が大きく下がる結果となった旨の説明があったところ。

(参考)MNPに係るコールセンターの時間帯別待ち時間の分布

各社の時間帯別待ち時間の分布はグラフのとおり（括弧内は調査期間全体における各社の平均待ち時間）。

NTTドコモ (3分19秒)

KDDI (4分41秒)

ソフトバンク (3分47秒)



凡例 1分未満 1~5分 5~10分 10~15分 15~20分 20~25分 25分以上 通話切断